

下水道使用料賦課徴収漏れについて（お詫び）

2023 年 2 月 24 日

本市では、公共下水道を使用する方へ水道料金に合わせて下水道使用料を賦課していますが、公共下水道に接続されているにもかかわらず下水道使用料が賦課されていない案件が発覚しました。

賦課徴収漏れの対象となる皆様に遡及して下水道使用料のお支払いをお願いしなければならない事象が起きたこと、市民及び企業の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後はこのような事態が起こらないよう再発防止を図ってまいります。

1. 経緯について

近年、他自治体におきまして下水道使用料の徴収に誤りがあったとの報道を踏まえ、本市におきましても下水道使用料の賦課漏れが生じている事案がないか関係書類等による調査・点検を行いましたところ、賦課漏れによる未徴収や還付の可能性があります、現地の調査・確認が必要となる対象が 63 件判明致しました。

2. 関係書類等による調査（1 次調査）

調査方法は、水道料金システムによって、水道使用者約 63,000 件に関し、上水道台帳システムの位置情報と下水道台帳システムの排水設備情報を照合し、下水道使用料の賦課漏れや還付の可能性があるものにつきまして、給水設備設置申請（上水）や排水設備申請（下水）等の関係書類を用いて料金賦課を突合する調査（1 次調査）を実施致しました。

3. 1 次調査結果（賦課漏れや還付の可能性があるもの）

（消費税含まず）

件数 （※1）	賦課漏れの 可能性がある額	遡及して納付を お願いする額（※2）	時効により 請求できない額（※3）
52 件	19,350,000 円	5,560,000 円	13,790,000 円

件数 （※1）	還付の可能性 がある額（※4）
11 件	210,000 円

※1) 件数は、該当する使用者の数

※2) 地方自治法第 236 条（金銭債権の消滅時効）の規程に基づき最長 5 年分について請求する額

※3) 前記の法の規程により 5 年が経過して時効となり、請求ができない額

※4) 民法第 166 条（債権等の消滅時効）の規程に基づき最長 10 年分について還付する額

4. 賦課漏れ等の原因

主な原因としましては、「使用料請求事務に関わる組織内の連携が不十分であったこと」、「組織内のチェック体制が適正に機能していなかったこと」による賦課漏れ等でございました。

このため、公共下水道に接続されている状況でありながら下水道使用料が未徴収となっていたことや公共下水道未使用の状況でありながら使用料賦課により誤徴収となっていたことを確認致しました。

5. 再発防止策について

■給水申請時のチェック

すべての給水申請に対し下水道使用開始届の要否を把握するため、部内の各課が連携し情報共有を徹底致します。

■下水道使用開始時のチェック

下水道使用開始時の適正な事務処理並びにシステム入力のトリプルチェックを徹底致します。

- ①入力担当である委託業者で複数人による入力内容のチェック
- ②下水道使用料担当（経営総務課）で開始届と入力内容に不一致が無いかをチェック
- ③排水設備確認申請等担当（下水道課）で開始届と入力内容に不一致が無いかをチェック

■水道メーターのチェック

下水道使用料を賦課する水道メーターにつきまして、システム上で事前チェックと現地での確認を徹底致します。

6. 現地調査（2次調査）

1次調査による使用料賦課漏れ等の可能性があるものにつきまして、個別訪問の上、排水設備の有無や水道メーターとの関連を現地にて状態の確認を行います。

- ①給水設備の状況・変更の有無
- ②排水設備の状況・変更の有無

7. 賦課漏れとなった下水道使用者への対応

賦課徴収漏れとなった下水道使用者に対しましては、順次個別訪問し、お詫びの上、理由を丁寧に説明させていただき、遡及賦課に対する理解を求めています。また、地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）の規程に基づき最長5年分につきまして、お支払いをお願いします。支払方法は、分割納付など柔軟に対応致します。

誤徴収により還付すべき下水道使用者に対しましても、上記と同様に説明を行い、民法第166条（債権等の消滅時効）の規程に基づき最長10年分につきまして、速やかに返還を行います。